

11 平成24年度～平成26年度水質検査結果及び  
平成27年度水質検査計画

国分地区重久配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由							
1	一般細菌	/mL	7	17	4	100以下		17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	注4						
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.8	6.4	6.2	10以下	2以下	6.4		○			○							○		3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.6	10.4	10.6	200以下	40以下	10.6					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目						
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	7.3	7.0	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	41	39	40	300以下	60以下	41					○									月1回	月1回	注1						
40	蒸発残留物	mg/L	174	174	155	500以下	100以下	174			○		○							○		3月1回	3月1回	注2						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回	3月1回	注3						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								年4回	年4回	注3						
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									年1回	年1回	注5						
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									年1回	年1回	注1						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
47	pH値		7.7	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
									項目数									9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9	

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[ 度 ]」、「No.2及びNo.47~No.49[ 単位なし ]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区敷根配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	44	28	0	100以下		44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.7	2.4	10以下	2以下	2.7		○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.4	12.9	11.7	200以下	40以下	12.9						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	10.4	10.3	9.8	200以下	40以下	10.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	42	46	42	300以下	60以下	46						○									年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	150	167	163	500以下	100以下	167			○			○									3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								年4回	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									年1回	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									年1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.4	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区台明寺配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	10	1	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.2	3.2	3.0	10以下	2以下	3.2		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	10.3	10.2	200以下	40以下	10.3					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	5.6	5.7	200以下	40以下	5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	34	35	300以下	60以下	35					○										月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	143	146	151	500以下	100以下	151			○		○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	6.9	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区川原配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	9	42	88	100以下		88	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10以下	2以下	0.5		○			○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.14	0.13	0.8以下	0.16以下	0.14					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.11	0.09	0.6以下	0.12以下	0.11			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.9	12.8	12.5	200以下	40以下	12.8					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.3	5.2	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	37	300以下	60以下	37					○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	131	131	139	500以下	100以下	139			○		○							○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.4	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区上井配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	78	12	100以下		78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満		○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.2	0.1	10以下	2以下	0.2		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.24	0.21	0.8以下	0.16以下	0.24		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.12	0.12	0.11	0.6以下	0.12	0.12		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.8	21.1	21.4	200以下	40以下	21.4					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	6.2	7.1	6.6	200以下	40以下	7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	39	39	300以下	60以下	39					○								月1回	月1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	146	148	151	500以下	100以下	151		○			○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.0	8.0	8.1	5.8 ~ 8.6		8.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区西堅馬場配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	16	16	29	100以下		29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.004		○				○						○				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○						○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10以下	2以下	0.2		○				○										
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.13	0.12	0.8以下	0.16以下	0.14						○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
21	塩素酸	mg/L	0.12	0.12	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○			○						○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○						○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○						○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○						○				
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○				
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001			○			○						○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.001	0.001	0.1以下	0.02以下	0.002			○			○						○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○						○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○						○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.001	0.001	0.09以下	0.018以下	0.002			○			○						○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○						○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.6	20.8	21.2	200以下	40以下	21.2						○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○										
38	塩化物イオン	mg/L	19.0	17.5	17.6	200以下	40以下	19.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	37	38	300以下	60以下	38						○										
40	蒸発残留物	mg/L	147	149	162	500以下	100以下	162			○			○						○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区芦谷配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL		15	1	100以下		15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌			検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満														3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
4	水銀及びその化合物	mg/L		0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																
5	セレン及びその化合物	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																
6	鉛及びその化合物	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																
7	ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001																
8	六価クロム化合物	mg/L		0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満																
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満														3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		2.0	2.0	10以下	2.0以下	2.0																
12	フッ素及びその化合物	mg/L		0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																
13	ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																
14	四塩化炭素	mg/L		0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満														3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
15	1,4-ジオキサン	mg/L		0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																
17	ジクロロメタン	mg/L		0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																
18	テトラクロロエチレン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																
19	トリクロロエチレン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																
20	ベンゼン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																
21	塩素酸	mg/L		0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満																
22	クロロ酢酸	mg/L		0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																
23	クロホルム	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満																
24	ジクロロ酢酸	mg/L		0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																
25	ジブromクロロメタン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満																
26	臭素酸	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満														3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満																
28	トリクロロ酢酸	mg/L		0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																
29	ブromジクロロメタン	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満																
30	ブromホルム	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満																
31	ホルムアルデヒド	mg/L		0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満																
32	亜鉛及びその化合物	mg/L		0.03	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03																
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満														3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
34	鉄及びその化合物	mg/L		0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																
35	銅及びその化合物	mg/L		0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L		9.5	9.6	200以下	40以下	9.6																
37	マンガン及びその化合物	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																
38	塩化物イオン	mg/L		6.7	6.7	200以下	40以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		31	31	300以下	60以下	31																
40	蒸発残留物	mg/L		152	155	500以下	100以下	155																
41	陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満														3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
42	ジエオスミン	mg/L		0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満															年7回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																
44	非イオン界面活性剤	mg/L		0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満															3月1回	新規施設
45	フェノール類	mg/L		0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値			7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味			異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気			異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度		0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度		0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区春山高架水槽系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	7	9	20	100以下		20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.5	0.5	10以下	2以下	0.5		○														
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.22	0.23	0.27	0.6以下	0.12	0.27			○									○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満					○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満					○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.2	8.2	200以下	40以下	8.2					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.0	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	20	19	300以下	60以下	20					○											
40	蒸発残留物	mg/L	116	120	127	500以下	100以下	127			○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.4	7.7	7.5	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	19	14	0	100以下		19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.9	1.8	10以下	2以下	1.9		○			○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.3	8.7	200以下	40以下	8.7					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.3	5.4	200以下	40以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	30	300以下	60以下	30					○										月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	138	145	134	500以下	100以下	145			○		○							○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	26	11	10	100以下		26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	7.6	7.5	6.8	10以下	2以下	7.6		○							○								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○						○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○								
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○				○								
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○				○								
26	臭素酸	mg/L	0.006	0.006	0.004	0.01以下	0.002以下	0.006					○				○								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○				○								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○				○								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○				○								
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満					○				○								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満					○				○								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○				○								
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○				○								
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○				○								
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○				○								
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.7	12.0	11.3	200以下	40以下	12.0					○				○								
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○				○								
38	塩化物イオン	mg/L	8.0	7.7	7.2	200以下	40以下	8.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	62	63	61	300以下	60以下	63					○				○								
40	蒸発残留物	mg/L	204	210	208	500以下	100以下	210					○				○								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○				○								
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○				○								
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○				○								
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○				○								
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○				○								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		6.7	6.7	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	1.2	0.5未満	5度以下		1.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.9	0.2未満	2度以下		0.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区妙見配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	45	12	2	100以下		45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.9	1.8	10以下	2.0以下	1.9			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.06未満	0.07	0.6以下	0.12以下	0.10			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.3	8.5	200以下	40以下	8.5						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.9	5.4	5.3	200以下	40以下	5.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	29	300以下	60以下	29						○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	143	141	143	500以下	100以下	143			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区松永配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	54	2	0	100以下		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.9	1.8	10以下	2以下	1.9			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.15	0.06	0.11	0.6以下	0.12以下	0.15			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.3	8.6	200以下	40以下	8.6						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.3	5.4	200以下	40以下	5.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	29	300以下	60以下	29						○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	133	137	146	500以下	100以下	146			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区上野配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	34	3	0	100以下		34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○										○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.9	1.8	10以下	2以下	1.9		○			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.3	8.8	200以下	40以下	8.8					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	7.4	5.3	5.4	200以下	40以下	7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	30	300以下	60以下	30					○										月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	130	141	144	500以下	100以下	144			○		○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区嘉例川配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	41	14	0	100以下		41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.9	1.9	10以下	2以下	1.9			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06	0.6以下	0.12	0.06			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.3	8.4	200以下	40以下	8.4			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	7.0	5.3	200以下	40以下	7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	29	300以下	60以下	29			○			○											月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	137	147	500以下	100以下	147			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.0	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

溝辺地区高区配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	34	6	3	100以下		34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.8	2.7	10以下	2以下	2.8		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○														
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○														
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○														
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○														
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○														
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	9.3	9.3	200以下	40以下	9.3						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.3	7.3	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	37	36	300以下	60以下	37						○											
40	蒸発残留物	mg/L	138	143	142	500以下	100以下	143			○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満						○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.8	6.7	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

溝辺地区低区配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	94	8	0	100以下		94	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.8	2.6	10以下	2以下	2.8		○										○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○													
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○													
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○									○							
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○									○							
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○									○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○									○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○							
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○									○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○									○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○									○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○									○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.01	1.0以下	0.2以下	0.02						○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	9.4	9.1	200以下	40以下	9.4						○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.2	7.3	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	37	35	300以下	60以下	37						○											年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	139	142	141	500以下	100以下	142			○									○					3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											年1回	注1	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										3月1回(特定の条件により省略可能)		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										年4回	注3	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○												年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○												年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.0	6.9	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区中崎配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	32	10	12	100以下		32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10以下	2以下	0.1		○			○						○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○		○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○				
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	7.7	7.9	200以下	40以下	8.0					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005	0.037	0.050	0.05以下	0.01以下	0.050			○		○											
38	塩化物イオン	mg/L	8.0	7.6	7.5	200以下	40以下	8.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	82	79	81	300以下	60以下	82		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
40	蒸発残留物	mg/L	149	139	155	500以下	100以下	155			○		○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		8.0	7.7	7.7	5.8 ~ 8.6		8.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.6	2.2	2.4	5度以下		2.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.4	2度以下		0.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	2	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.004	0.01以下	0.002以下	0.004		○				○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満		○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	1.1	1.1	10以下	2以下	1.1		○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○											
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○				○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.003	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.003		○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.8	8.7	200以下	40	8.8						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	4.8	4.6	4.6	200以下	40以下	4.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	27	26	300以下	60以下	27						○											
40	蒸発残留物	mg/L	143	148	146	500以下	100以下	148			○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.3	7.2	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区中央配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.1	1.1	10以下	2以下	1.2		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	7.8	7.7	200以下	40以下	7.8					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	4.9	5.0	200以下	40以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	26	27	300以下	60以下	27					○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	120	123	128	500以下	100以下	128			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	6.8	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.3	0.2未満	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区松岡配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	96	0	100以下		96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.7	4.3	5.1	10以下	2以下	5.7		○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.18	0.13	0.6以下	0.12	0.18			○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	8.8	9.2	200以下	40以下	9.2						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	9.1	8.1	8.5	200以下	40以下	9.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	42	37	43	300以下	60以下	43						○											
40	蒸発残留物	mg/L	161	152	171	500以下	100以下	171			○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.8	6.8	6.9	5.8 ~ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区正牟田配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	76	0	100以下		76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.7	0.8	10以下	2以下	0.8			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.09	0.23	0.6以下	0.12以下	0.23			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.07	0.04	0.03	1.0以下	0.2以下	0.07						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.5	6.7	7.0	200以下	40以下	7.0						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.1	5.1	200以下	40以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	29	300以下	60以下	29						○									年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	105	101	105	500以下	100以下	105			○			○									3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								年4回	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									年1回	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									年1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5	0.5未満	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区馬渡配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.2	1.2	10以下	2以下	1.2			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.11	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.11			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.003	0.02以下	0.004以下	0.003			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.7	8.6	200以下	40以下	8.7					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	5.4	5.7	200以下	40以下	5.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	26	26	300以下	60以下	26					○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	112	122	125	500以下	100以下	125			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	6.7	6.9	5.8 ~ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区柿木配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.6	2.5	10以下	2以下	2.6			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.18	0.21	0.08	0.6以下	0.12以下	0.21			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.7	8.6	8.0	200以下	40以下	8.6			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	6.2	6.3	200以下	40以下	6.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	29	29	300以下	60以下	29			○			○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	136	130	142	500以下	100以下	142			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	6.9	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	3.1	5度以下		3.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.3	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	11	0	0	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	0	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満		○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.3	1.4	10以下	2以下	1.9		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.03	0.03	1.0以下	0.2以下	0.04					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.05	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.05					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.06	0.03未満	0.05	0.3以下	0.06以下	0.06					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	9.2	8.5	200以下	40以下	9.2					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.05以下	0.01以下	0.002					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.1	5.1	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	30	28	300以下	60以下	33					○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	126	134	138	500以下	100以下	138		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.1	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.9	1.2	1.1	5度以下		1.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.3	0.5	0.8	2度以下		0.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区高千穂第1配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	11	0	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10以下	2以下	0.2			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.002	0.002	0.001	0.06以下	0.012以下	0.002			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.002	0.001	0.1以下	0.02以下	0.003			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○						○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.0	4.1	3.9	200以下	40以下	4.1					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	3.9	3.9	3.7	200以下	40以下	3.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	16	19	15	300以下	60以下	19					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	79	77	66	500以下	100以下	79					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.6	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.4	0.5	0.2未満	2度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10以下	2以下	0.6			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	7.1	6.1	200以下	40以下	7.1			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.2	4.9	200以下	40以下	5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	46	47	37	300以下	60以下	47			○											月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	131	144	139	500以下	100以下	144			○											3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区寺原配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	79	33	66	100以下		79	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.1	1.2	10以下	2以下	1.3		○				○					○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.08	0.07	0.6以下	0.12	0.08			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.01	1.0以下	0.2以下	0.03						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	7.9	8.6	200以下	40以下	8.6						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.4	5.4	200以下	40以下	5.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	69	67	75	300以下	60以下	75			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	166	166	181	500以下	100以下	181			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.3	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区麓配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.7	0.7	10以下	2以下	0.8		○				○					○						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.07	0.06未満	0.6以下	0.12	0.07			○			○						○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○						○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○						○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○						○					
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○					
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○						○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○						○					
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○						○					
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○						○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○						○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.3	9.0	200以下	40以下	9.0						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	4.9	4.7	200以下	40以下	4.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回 省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	34	38	300以下	60以下	38					○												年1回 注1
40	蒸発残留物	mg/L	145	148	154	500以下	100以下	154			○			○						○					3月1回 注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											年1回 注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										3月1回(特定の条件により省略可能)
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										年4回 注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											年1回 注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											年1回 注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値		6.8	6.9	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区万膳配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.6	10以下	2以下	0.6		○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.4	4.5	4.5	200以下	40以下	4.5					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	3.9	3.8	3.8	200以下	40以下	3.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	30	31	300以下	60以下	31					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	87	92	73	500以下	100以下	92					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.4	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	2	3	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○						○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	0.1	10以下	2以下	0.2			○			○					○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○			○						○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○						○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○						○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○						○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○				
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○						○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○						○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○						○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○						○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○						○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.3	4.3	4.3	200以下	40以下	4.3						○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○										
38	塩化物イオン	mg/L	3.6	3.4	3.5	200以下	40以下	3.6			○			○					○					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	23	24	23	300以下	60以下	24						○										
40	蒸発残留物	mg/L	73	73	68	500以下	100以下	73						○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満			○			○					○					
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6			○			○					○					
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○			○					○					
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○			○					○					
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満			○			○					○					
51	濁度	度	0.4	0.3	0.2未満	2度以下		0.4			○			○					○					
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区大霧配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	4	0	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注2
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10以下	2以下	0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.08	0.06未満	0.6以下	0.12	0.08	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.04	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.02	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	4.1	4.1	200以下	40以下	4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	4.7	4.6	200以下	40以下	5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	26	25	300以下	60以下	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	73	71	67	500以下	100以下	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注1
47	pH値		7.1	6.9	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5	0.5未満	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.3	0.2未満	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永水配水池系

No.	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
1	一般細菌	/mL	4	10	2	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.6	1.6	10以下	2以下	1.6			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.7	8.4	200以下	40以下	8.7			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	4.8	4.7	4.6	200以下	40以下	4.8			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	25	25	300以下	60以下	25			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	134	132	132	500以下	100以下	134			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満			○												○		月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。





霧島地区上部配水池系

No.	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査年度												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.6	10以下	2以下	0.6			○											2			3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.20	0.20	0.16	0.8以下	0.16以下	0.20			○											○	○		3月1回	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.5	0.5	1.0以下	0.2以下	0.5			○											○	○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	15.9	13.0	200以下	40以下	15.9																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	17.9	19.5	19.3	200以下	40以下	19.5			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	163	165	162	300以下	60以下	165			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	317	316	329	500以下	100以下	329			○											○	○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.8	7.7	5.8 ~ 8.6		7.8			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満			○											○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区下部配水池系

No.	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査年度												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
1	一般細菌	/mL	0	12	0	100以下	100以下	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.6	0.8	10以下	2以下	0.8			○											○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	8.2	8.0	200以下	40以下	8.2			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.8	5.7	200以下	40以下	5.8			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	41	34	300以下	60以下	41			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	142	151	141	500以下	100以下	151			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
47	pH値		6.7	6.7	6.9	5.8 ~ 8.6		6.9			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満			○												○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9							

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区神宮台配水池系

検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.4	10以下	2以下	0.4			○													2		3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.18	0.14	0.8以下	0.16以下	0.18			○													○		3月1回	3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.8	0.6	1.0以下	0.2以下	0.8			○													○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.08	0.09	0.6以下	0.12	0.09			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.002	0.001	0.001	0.1以下	0.02以下	0.002			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
26 臭素酸	mg/L	0.001	0.001	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
27 総トリハロメタン	mg/L	0.005	0.003	0.003	0.1以下	0.02以下	0.005			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
30 ブロモホルム	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.09以下	0.018以下	0.003			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○													○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03	0.08	0.04	0.3以下	0.06以下	0.08			○													○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	22.9	33.0	22.0	200以下	40以下	33.0																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.002																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	71.6	67.6	58.4	200以下	40以下	71.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	286	292	281	300以下	60以下	292			○													○		月1回	月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	570	605	558	500以下	100以下	605			○													○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満				○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値		7.6	7.7	7.5	5.8 ~ 8.6		7.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.6	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	28	11	11	51	11	9	28	9	9	28	9							

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。



霧島地区霧島配水池系

検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
		2	1	0				2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				1
1 一般細菌	/mL	2	1	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
9 亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○								○		3月1回	3月1回	省略不可能項目	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○								○		3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.5	0.6	10以下	2以下	0.6			○							2	○		3月1回	3月1回	注4	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.20	0.15	0.8以下	0.16以下	0.20			○							○	○		3月1回	3月1回	注2	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0以下	0.2以下	0.5			○							○	○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.7	15.6	12.8	200以下	40以下	15.6					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
38 塩化物イオン	mg/L	18.4	20.1	19.8	200以下	40以下	20.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	156	160	153	300以下	60以下	160			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
40 蒸発残留物	mg/L	298	309	309	500以下	100以下	309			○								○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2	
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○			○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○			○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
47 pH値		7.0	7.3	7.1	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
								項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区霧島ハイツ配水池系

検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
		0	3	1	100以下	0.003以下	0.0003未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
1 一般細菌	/mL	0	3	1	100以下	0.003以下	0.0003未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	0.0003未満	0.0003未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	注4	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	注2	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
9 亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.4	10以下	2以下	0.4		○											3月1回	3月1回	注4	
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.18	0.14	0.8以下	0.16以下	0.18		○						○					3月1回	3月1回	注2	
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.8	0.8	1.0以下	0.2以下	0.8		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
27 総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.1以下	0.02以下	0.002		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
30 ブロモホルム	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.09以下	0.018以下	0.002		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目	
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	23.8	32.9	22.2	200以下	40以下	32.9													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
38 塩化物イオン	mg/L	70.6	67.8	60.3	200以下	40以下	70.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	285	287	282	300以下	60以下	287		○						○					3月1回	3月1回	注2	
40 蒸発残留物	mg/L	552	603	560	500以下	100以下	603		○						○					3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目	
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満													3月1回	3月1回	省略不可能項目	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
47 pH値		7.7	7.8	7.7	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
50 色度	度	0.5未満	1.0	0.5未満	5度以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
								項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧之原第1配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	89	31	23	100以下		89	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.6	2.5	10以下	2.0以下	2.6		○			○								○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○		○								○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.8	10.4	9.6	200以下	40	10.4					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	8.3	8.5	8.2	200以下	40以下	8.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	39	36	300以下	60以下	39					○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	159	148	163	500以下	100以下	163			○		○								○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.6	6.6	6.7	5.8 ~ 8.6		6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区池之谷配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	23	2	10	100以下		23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	1.9	2.0	10以下	2以下	2.0		○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.11	0.09	0.6以下	0.12	0.11			○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.003	0.002	0.01以下	0.002以下	0.003			○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下	0.2以下	0.01未満			○			○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○			○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	1以下	0.2以下	0.01			○			○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	43.8	40.8	38.3	200以下	40以下	43.8			○			○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○			○											
38	塩化物イオン	mg/L	94.9	79.6	82.6	200以下	40以下	94.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	96	84	81	300以下	60以下	96			○			○											
40	蒸発残留物	mg/L	319	275	273	500以下	100以下	319			○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		6.7	6.6	6.8	5.8 ~ 8.6		6.8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	22	21	48	100以下		48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	3.1	3.1	10以下	2以下	3.1			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06	0.06未満	0.6以下	0.12	0.07			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04						○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01						○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	12.8	12.8	200以下	40以下	12.8						○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○						○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	11.1	10.7	10.9	200以下	40以下	11.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	53	53	54	300以下	60以下	54						○						○			月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	183	178	187	500以下	100以下	187			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								年4回	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○						○			年1回	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○						○			年1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	6.9	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区川路原配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	96	4	24	100以下		96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.003						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	1.2	1.3	10以下	2.0以下	1.3			○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.08	0.09	0.6以下	0.12	0.09			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.7	9.4	9.3	200以下	40以下	9.7						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	6.3	5.6	200以下	40以下	7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	31	31	300以下	60以下	31						○									月1回	月1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	140	136	151	500以下	100以下	151			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	6.9	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧野配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	58	45	53	100以下		58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.004	0.01以下	0.002以下	0.004		○			○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.3	1.5	10以下	2以下	1.5		○			○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.09	0.08	0.6以下	0.12	0.09			○		○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.03	1.0以下	0.2以下	0.02					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.04	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.04					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.4	12.5	12.7	200以下	40以下	12.7					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.016	0.003	0.05以下	0.01以下	0.016			○		○											
38	塩化物イオン	mg/L	7.4	7.3	7.5	200以下	40以下	7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	29	30	31	300以下	60以下	31					○											
40	蒸発残留物	mg/L	153	147	154	500以下	100以下	154			○		○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.3	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.6	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区比曽木野配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	41	28	65	100以下		65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.0	2.7	2.3	10以下	2以下	3.0		○										○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.07	0.6以下	0.12	0.07			○									○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.003	0.02以下	0.004以下	0.003			○									○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○									○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○									○					
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001			○									○					
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○									○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001			○									○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○									○					
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○									○					
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○									○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○									○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○									○					
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.03	1.0以下	0.2以下	0.03						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	7.2	6.5	200以下	40以下	7.2						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.5	4.3	200以下	40以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	21	23	22	300以下	60以下	23						○											
40	蒸発残留物	mg/L	110	104	116	500以下	100以下	116			○									○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.7	6.8	6.9	5.8 ~ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区木原配水池系

No	検査項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	30	0	100以下		30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L			0.04未満	0.04以下	0.008以下	0.04未満			○									○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.7	10以下	2以下	0.8		○				○					○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.07	0.6以下	0.12	0.07			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.3	7.0	6.7	200以下	40以下	7.0						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.5	4.3	200以下	40以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	22	20	300以下	60以下	22						○									月1回	月1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	101	111	107	500以下	100以下	111			○			○						○			3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- \*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
- \*平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
  - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
  - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。